

○経済産業省令第十五号

高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）及び関係法令の規定に基づき、液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十七日

経済産業大臣 梶山 弘志

液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令

（特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(再講習)</p> <p>第九条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期間内に再講習を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に再講習を受けなければならない。</p>
改正前	<p>(再講習)</p> <p>第九条 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。